

ロシアにおける貧困対策 —ロシア連邦国家社会扶助法を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 小泉 悠

【目次】

はじめに

I 法律の背景

II 法律の概要

- 1 国家社会扶助の考え方
- 2 国家社会扶助の種類と定義
- 3 国家社会扶助の受給者及び受給資格の認定

おわりに

翻訳：1999年7月17日連邦法第178号「国家社会扶助について」

はじめに

本稿では、ロシア連邦における貧困対策に関する取組を1999年7月17日連邦法第178号「国家社会扶助について」（以下「国家社会扶助法」という。）⁽¹⁾を中心に概観する。

ソ連崩壊後のロシアでは国民の格差が拡大し、貧困対策が重要政策課題となった。こうしたなかで、貧困対策の中心と位置付けられるのが国家社会扶助法である。そこで本稿では、最低生活費の概念に基づく国家社会扶助制度の概要及びその運用の変化について、法律の内容及び主な改正経緯を紹介する。また、併せて国家社会扶助法を訳出する。

I 法律の背景

1990年代のロシアでは、国民の貧困と格差の拡大が大きな問題となった。これは1991年12月にソビエト社会主義共和国連邦（以下「ソ連」という。）が崩壊したことによる経済的混乱によるところが大きい。

1992年の時点でロシアの国内総生産（GDP）は4,602億9,100万ドル、国民1人あたりの年収（GNI）は3,080ドルであったが、1999年のGDPは1,959億ドルまで低下し、GNIも1,750ドルとなった⁽²⁾。この間、オリガルヒと呼ばれる一部の寡占資本家が国有資産を私有化し、有力政治家との関係を築くことで莫大な富を得る一方で、一般国民は失業や最大6,000%に達するハイパーインフレーションによって貧窮化した。この結果、1999年には、上位10%の国民が全ロシアの資産の約半分を保有するという格差が生じることになった⁽³⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2017年1月24日である。

(1) Федеральный закон от 17.07.1999. N178-ФЗ. "О государственной социальной помощи" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_23735/>

(2) "Russian Federation." *The World Bank Website* <<http://data.worldbank.org/country/russian-federation>>

(3) Johanna Granville, "Demokratizatsiya and Prikhvatizatsiya: The Russian Kleptocracy and Rise of Organized Crime," *Demokratizatsiya*, II (3), Summer 2003, pp.448-457.

GNIで見ると、最も収入の多い上位 20% の国民が 1990 年代を通じて全国民の 45-50% 程度の収入を得ていたのに対し、最も収入の少ない下位 20% の国民は同期間において 4.5-6.5% を得ていたに過ぎなかった⁽⁴⁾。

1 日 1.9 ドル以下で生活する絶対的貧困層の数も増加した。1993 年には 350 万人（全国民の 2.4%）が絶対的貧困層となり、データが入手可能な期間中で最悪の時期にあたる 1996 年には 530 万人（同 3.6%）が絶対的貧困層に該当する事態となった⁽⁵⁾。絶対的貧困層以上の国民についても生活が困窮したことに変わりはなく、1995 年時点における国民の実質収入は 1992 年の 34% まで縮小したと見られる⁽⁶⁾。ロシア経済が回復し始めた 2001 年時点においても、国民の 3 分の 1 以上は必要最低限生活費（後述）を下回る収入しか得ることができていなかった⁽⁷⁾。

このような状況は、国民の生活水準の悪化につながった。1988 年の時点におけるソ連の平均寿命は 69.9 歳（男性 64.8 歳、女性 74.43 歳）であったが、1997 年には平均寿命が 66.64 歳（男性 60.75 歳、女性 72.89 歳）と 3.26 歳も低下した。人口増加率で見ると、1988 年には 1,000 人あたり 5.3 人の割合で人口が増加していたが、1997 年にはマイナス 5.2 人と人口減少に転じた⁽⁸⁾。

国家社会扶助法は、こうした状況において国民に対して最低限度の生活水準を保障することを目的として制定されたものである。

II 法律の概要

1 国家社会扶助の考え方

1997 年 10 月 24 日連邦法第 134 号「ロシア連邦における最低生活費について」（以下「最低生活費法」という。）⁽⁹⁾によって「消費バスケット（потребительская корзина）」の概念が規定された。消費バスケットとは、人の健康を維持し、その生活のために必須の最低限度の食料の一式並びにこれに連動して価格が決定される食品以外の物資及びサービスを確保するために必要とされるもの（最低生活費法第 1 条）と定義される。現在、消費バスケットについて規定している法律は 2012 年 12 月 3 日連邦法第 227 号「ロシア連邦全土における消費バスケットについて」（以下「消費バスケット法」という。）⁽¹⁰⁾であり、国民のカテゴリー（労働者、年金生活者及び児童の 3 つに分類される）ごとに食料の 1 人あたり年間平均消費量を次の表のように規定している。

(4) “Poverty & Equity: Russian Federation.” *The World Bank Website* <<http://povertydata.worldbank.org/poverty/country/RUS>>

(5) *ibid.*

(6) Татьяна Малева. *Зарплата и расплата: проблемы задолженности по оплате труда*. Центр Карнеги, 2001. p.216.

(7) “Проблемы развития человеческого потенциала в деятельности Совета Федерации,” *Информационно-аналитическое управление Аппарата Совета Федерации ФС РФ*. 2001. p.23.

(8) 田畑理一「ロシア地域における「貧困化」現象—製造業空洞化との関連で—」『ロシアの地域間の資金循環 2』（スラブ研究センター研究報告シリーズ 75）2000, p.2.

(9) Федеральный закон от 24.10.1997. N134-ФЗ. "О прожиточном минимуме в Российской Федерации" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_16565/>

(10) Федеральный закон от 3.12.2012. N227-ФЗ. "О потребительской корзине в целом по Российской Федерации" <<https://rg.ru/2012/12/07/korzina-dok.html>>

表 食料の1人あたり年間平均消費量

名称	単位	消費量（1人あたりの年間平均消費量）		
		労働人口	年金生活者	児童
パン製品	kg	126.5	98.2	77.6
ジャガイモ	kg	100.4	80.0	88.1
野菜	kg	114.6	98.0	112.5
果物	kg	60.0	45.0	118.1
砂糖、菓子製品	kg	23.8	21.2	21.8
肉製品	kg	58.6	54.0	44.0
魚製品	kg	18.5	16.0	18.6
乳製品	kg	290.0	257.8	360.7
卵	個	210	200	201
植物油、マーガリン	kg	11.0	10.0	5.0
その他（塩、茶等）	kg	4.9	4.2	3.5

（出典）消費バスケット法第2条に掲載された表を基に筆者が作成。

また、消費バスケットその他の必要な生活費の相当額を最低生活費（прожиточный минимум）と呼び、四半期ごとにロシア連邦内閣が決定する。最低生活費は連邦構成主体⁽¹¹⁾及び国民のカテゴリー（労働者、年金生活者及び児童）ごとに決定される（最低生活費法第4条）。2016年第3四半期の1人あたり最低生活費は次のとおりである⁽¹²⁾。

- ・ 労働者：10,678ルーブル（約1万8,900円）⁽¹³⁾
- ・ 年金受給者：8,136ルーブル（約1万4,400円）
- ・ 児童：9,668ルーブル（約7,400円）

国家社会扶助法は最低生活費法の規定を具体的を実施するために策定されたものであり、主要な目的は以下のとおりである（国家社会扶助法第3条）。

- ・ 平均収入が各ロシア連邦構成主体の規定する最低生活費に達しない貧困家庭及び貧困単身者の生活水準を維持すること。
- ・ 予算を適切に執行すること。
- ・ 社会扶助を必要とする市民への対応を強化すること。
- ・ 社会的サービスに対する社会全体のアクセス性を確保すること及び社会的サービスの質が社会的に受け入れられるようにすること。
- ・ 社会的不公平の水準を縮小させること。
- ・ 住民の収入を増加させること。

(11) ロシア連邦を構成する州、地方、共和国、連邦市及び自治区を指す。

(12) Постановление Правительства Российской Федерации от 01.12.2016. N1275. "Об установлении величины прожиточного минимума на душу населения и по основным социально-демографическим группам населения в целом по Российской Федерации за III квартал 2016 г." <<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001201612050015>>

(13) 2017年2月の日銀報告省令レートに基づき、1ルーブルは約1.77円として計算した。

2 国家社会扶助の種類と定義

国家社会扶助（государственная социальная помощь）とは、「貧困家庭、貧困単身者及び本連邦法で定めるその他の特定のカテゴリーの市民に対して、社会的手当、年金の割増し、補助金、社会的サービス及び生活必需品を提供すること」をいう。各種の国家社会扶助に関する定義は次のとおりである（国家社会扶助法第1条）。

- ・ 社会的手当：ロシア連邦の予算体系内における適当な予算項目から所定の金額を市民に対して支給すること。
- ・ 補助金：市民が社会的サービスを受ける場合の支払の一部又は全部を援助することを目的とする支出
- ・ 社会的サービス一式：国家社会扶助法に基づき、特定のカテゴリーの市民が受ける社会的サービス一式
- ・ 年金の割増し：最低生活費法の規定する年金受給者の必要最低限生活費に達するよう、国家社会扶助法その他の連邦法及びロシア連邦構成主体の法令が規定する現金支出及び現物支給による個別の公的支援手段を考慮し⁽¹⁴⁾、ロシア連邦の予算制度における適当な予算を財源として居住地又は滞在地の連邦構成主体が年金受給者である市民に対して年金の増額を行うこと。

これらのうち、社会的サービス一式は、2004年8月22日連邦法第122号「連邦法「連邦法「ロシア連邦構成主体政府の立法（代表）機関及び行政機関の業務に関する一般原則について」及び連邦法「ロシア連邦の地方自治体の機関の業務に関する一般原則について」の改正及び補足について」の採択に伴う個別の連邦法の改廃について」⁽¹⁵⁾によって追加改正されたものである。社会的サービス一式の具体的な内容は以下のとおりである（国家社会扶助法第6.2条）。

- ・ 医薬品の処方箋に基づく医療行為に必要な医薬品、医療用品に関する処方箋に基づく医療用品及び障害を持つ児童用の治療用特別食品を医療援助基準に従って提供すること。
- ・ 物品、役務及びサービスの調達分野における国家及び地方契約システムに関するロシア連邦の法令に基づき、保養所及び保養地において医学的所見に基づいた主要疾病の予防を目的とする療養を行うこと。
- ・ 治療を受ける場所への往復路における近郊鉄道交通及び都市間交通を無料化すること。

なお、社会的サービス一式は有料であり、利用料金は月額705ルーブル（約1,200円）である（国家社会扶助法第6.5条）。

年金の割増しは、2009年7月24日連邦法第213号「連邦法「ロシア連邦年金基金、ロシ

(14) ここでいう「考慮する」とは、個別の公的支援手段の受給額（受給額相当分）を年金受給額と合算することを指す。合算額が必要最低限生活費に達しない場合には、年金の割増しの対象となる。

(15) Федеральный закон от 22.08.2004. N122-ФЗ. "О внесении изменений в законодательные акты Российской Федерации и признании утратившими силу некоторых законодательных актов Российской Федерации в связи с принятием федеральных законов "О внесении изменений и дополнений в Федеральный закон "Об общих принципах организации законодательных (представительных) и исполнительных органов государственной власти субъектов Российской Федерации" и "Об общих принципах организации местного самоуправления в Российской Федерации" <<http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc&base=LAW&n=201475&rnd=238783.1731624195&from=131967-0#0>>

ア連邦社会保険基金、連邦強制医療保険基金及び地域強制医療保険基金に対する保険料の支払いについて」の採択に伴う個別のロシア連邦の法令の改廃について」によって追加された⁽¹⁶⁾。これは強制年金保険その他の年金及び各種の社会保障⁽¹⁷⁾の支給額（現物支給分を除く。）が最低生活費を下回る場合、ロシア連邦構成主体が年金支給額を増額する制度である（国家社会扶助法第12.1条）。

増額分の財源はロシア連邦が連邦予算の一部をロシア連邦構成主体に交付金として支出する形で負担するが、ロシア連邦構成主体が増額分を全て独自予算で負担する場合には、全国基準以上の額を増額することも認められる（第12.1条第16項）。ロシア連邦労働・社会保護省によると、2015年には68の連邦構成主体で連邦予算を財源とする年金の増額が実施され、370万人が受給した。また、18の連邦構成主体では独自予算を財源とする年金の増額が実施され、230万人が受給した⁽¹⁸⁾。

2012年12月25日連邦法第258号「連邦法「国家社会扶助について」の改正について」⁽¹⁹⁾により、社会契約（социальный контракт）⁽²⁰⁾に基づく国家社会扶助について規定した第8.1条が国家社会扶助法に新設された。これは、ここまで触れた国家社会扶助とは別に、社会適応プログラム（программа социальной адаптации）と呼ばれる支援策を受給者に対して提供し、経済的自立を促すものである。社会適応プログラムの提供期間は内容に応じて3か月以上1年未満とされており、具体的には以下の事項に関する取組が含まれる（第8.1条第3項）。

- ・ 就職活動
- ・ 職業教育及び追加的職業教育の実施
- ・ 個人起業活動
- ・ 副業
- ・ 市民の生活困難状況を克服することを目的としたその他の措置

ロシア連邦労働・社会保護省によると、2015年には新たに4万8,000件の社会契約が締結され、合計16万1,600人が社会契約に基づく国家社会扶助の提供を受けた⁽²¹⁾。また、社会契約に基づく国家社会扶助には上記の活動を行うための一時的な費用の支給も含まれ

(16) Федеральный закон от 24.07.2009. N213-ФЗ. "О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации и признании утратившими силу отдельных законодательных актов (положений законодательных актов) Российской Федерации в связи с принятием Федерального закона "О страховых взносах в Пенсионный фонд Российской Федерации, Фонд социального страхования Российской Федерации, Федеральный фонд обязательного медицинского страхования и территориальные фонды обязательного медицинского страхования" <<http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc&base=LAW&n=201395&rnd=238783.318811934&from=194975-11>>

(17) 例えばここでいう社会保障には、従軍経験者、障害を持つ者、放射線災害の被災者等に対して連邦予算から給付される月次給付金が含まれる。

(18) *Об итогах работы Министерства труда и социальной защиты Российской Федерации в 2015 году и задачах на 2016 год*. Министерство труда и социальной защиты РФ, 2015. <http://www.rosmintrud.ru/docs/mintrud/analytics/122/Itoги_2015_plany_2016_Mintrud_Rossii_buklet.docx>

(19) Федеральный закон от 25.12.2012. N258-ФЗ. "О внесении изменений в Федеральный закон "О государственной социальной помощи" <<http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc&base=LAW&n=139763&rnd=238783.1427728881&dst=100043&fld=134>>

(20) ここでいう社会契約とは、「住民の社会的保護を目的とする団体が市民との間で各居住地又は滞在地において締結する合意であり、住民に対する社会的保護を目的とする団体は当該合意に従って国家社会扶助を市民に提供し、市民は社会適応プログラムが規定する取組を実施しなければならない」と定義される（国家社会扶助法第1条）。

(21) *op.cit.* (18)

ており、2015年は1人あたり平均3万5,000ルーブル（約6万2,000円）が支給された⁽²²⁾。

3 国家社会扶助の受給者及び受給資格の認定

国家社会扶助法第7条によると、貧困家庭、貧困単身者及び国家社会扶助法で定めるその他の特定の種別の市民のうち、理由の如何にかかわらず平均収入が各連邦構成主体の定める最低生活費の額を下回る者は、国家社会扶助を受給することができる。

国家社会扶助の受給を希望する市民は、電子文書又は書面の形式で住民の社会的保護を行う機関又は多目的国家サービス及び地方サービス提供センターに対して申請を行う。国家社会扶助の受給資格に関する認定を行うのは住民の社会的保護を行う機関であり、独自の調査によって申請者に受給資格が存在するかどうかを審査し、申請を認定又は却下する。

ただし、国家社会扶助のうち、社会的サービス一式を受給することができるのは以下に掲げる者である（国家社会扶助法第6.1条）。

- ・ 戦争によって障害を負った者
- ・ 大祖国戦争⁽²³⁾に従軍した者
- ・ 連邦法「従軍経験者について」⁽²⁴⁾第3条第1項第1号から第4号に掲げる戦闘活動に従事した者
- ・ 1941年6月22日から1945年9月3日の間に、現存しない軍の部隊、組織及び軍事教育施設において6か月以上軍事勤務に就いた者及び当該期間中にソビエト社会主義共和国連邦の賞又は勲章を授与された軍人
- ・ 「包囲下のレニングラード住民」勲章⁽²⁵⁾を授与された者
- ・ 大祖国戦争の期間中、防空施設、戦線後方地域及び作戦地域の軍事施設、海軍基地、飛行場その他の軍事施設の建設現場、戦線付近の鉄道及び道路で勤務していた労働者並びに大祖国戦争の開戦時に他国の港湾に抑留された船舶の乗員
- ・ 戦争によって障害を負った者、大祖国戦争に従軍した者及び戦闘活動に従事した者の遺族、大祖国戦争時に施設自警団及び局所防空消防団の構成員であった者の遺族並びにレニングラード市の養護施設及び病院の職員の遺族
- ・ 障害を持つ者
- ・ 障害を持つ児童

このうち、障害を持つ者については、国家社会扶助法第6.7条において「チェルノブイリ原子力発電所事故及びセミパラチンスク演習場における核実験の結果として放射線の影響を受けた者並びにこれに準ずる種別の市民」が含まれることが特に明記されている。

おわりに

以上で見てきたように、国家社会扶助法は新たな制度や概念を取り入れつつ現在も運用

(22) *ibid.*

(23) ロシアにおける第二次世界大戦の名称。

(24) Федеральный закон от 12.01.1995. N5-ФЗ. "О ветеранах" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5490/>

(25) レニングラード市（現在のサンクトペテルブルグ市）がドイツ軍によって包囲された1941年9月8日から1944年1月27日の期間中、同市に4か月以上居住していた者に授与される勲章。

され続けている。

国家社会扶助法の施行後、ロシア経済が急成長を遂げた結果、絶対的貧困層は大幅に減少した⁽²⁶⁾。一方、相対的貧困層については2010年代に入っても国民の約11%(約150万人)を占めており、ロシアが経済危機に陥った2015年にはこの数字が13.3%(約190万人)まで増加している⁽²⁷⁾。国民の経済格差も1990年代と比較して大きく改善しているわけではない⁽²⁸⁾。

このような状況に鑑みるならば、今後とも経済格差や貧困の問題はロシア社会において継続する可能性が高い。したがって、国家社会扶助法をめぐる動向は、今後のロシア社会を理解する上で重要な指標になると考えられる。

(こいずみ ゆう)

(26) 例えば世界銀行のデータでは、2012年には絶対的貧困が人口に占める率はほぼ0%となった。“Poverty & Equity: Russian Federation,” *op.cit.* (4)

(27) *ibid.* ただし、このデータでは、何を以て「相対的貧困」とするかが明らかにされていない。

(28) データが入手可能な最新時点である2012年を例にとると、上位20%の最富裕層は全国民の収入の約48.3%を得ているのに対し、下位20%の最貧困層は5.9%しか得られていない。この比率は1990年代とほぼ同様である。
ibid.

1999年7月17日連邦法第178号「国家社会扶助について」

Федеральный закон от 17.07.1999. N178-ФЗ. "О государственной социальной помощи"

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 小泉 悠訳

【目次】

第1章 総則

第1条 基礎的定義

第2条 国家社会扶助に関する法制度

第3条 国家社会扶助提供の目的

第4条 国家社会扶助の提供に関するロシア連邦の権限

第4.1条 ロシア連邦構成主体政府に社会的サービス一式として実施を委託する国家社会扶助の提供に関するロシア連邦の権限

第5条 国家社会扶助の提供に関するロシア連邦構成主体政府機関の権限

第6条 (失効)

第2章 社会的サービス一式として市民に提供される国家社会扶助

第6.1条 社会的サービス一式として提供される国家社会扶助の受給に関する権利

第6.2条 社会的サービス一式

第6.3条 社会的サービスの提供

第6.4条 国家社会扶助の提供を受ける権利を有する者の連邦登録

第6.5条 市民に対する社会的サービスの提供に関する料金

第6.6条 国民の労働及び社会的保護に関する国家的政策並びに法令の策定及び実施を担当する連邦行政機関並びにロシア連邦構成主体の行政機関の相互関係

第6.7条 特定のカテゴリーの市民に対する社会的サービスの提供

第6.8条 社会的サービスの形態で国家社会扶助を提供する活動の監督

第3章 ロシア連邦構成主体の予算による国家社会扶助の提供

第7条 国家社会扶助の受給者

第8条 国家社会扶助の認定手順

第8.1条 社会契約を基礎とする国家社会扶助

第9条 国家社会扶助の申請却下

第10条 国家社会扶助の提供停止に関する理由

第11条 ロシア連邦構成主体の予算を財源とする国家社会扶助の額

第12条 国家社会扶助の提供種別

第12.1条 年金の割増し

第4章 雑則及び移行期間における規則

第13条 本連邦法に基づく法令の制定

第14条 本連邦法の施行

第1章 総則

第1条 基礎的定義

この連邦法では、基礎的な定義を次のように用いる。

国家社会扶助とは、貧困家庭、貧困単身者及び本連邦法で定めるその他の特定のカテゴリーの市民に対して、社会的手当、年金の割増し、補助金、社会的サービス及び生活必需品を提供することをいう。

社会的手当とは、ロシア連邦の予算体系内における適当な予算項目から所定の金額を市民に対して支給することをいう。

補助金とは、市民が社会的サービスを受ける場合の支払の一部又は全部を援助することを目的とする支出をいう。

社会的サービス一式とは、本連邦法に基づき、特定のカテゴリーの市民が受ける社会的サービスの一式をいう。

年金の割増しとは、年金が1997年10月24日連邦法第134号「ロシア連邦における最低生活費について」（以下連邦法「ロシア連邦における最低生活費について」という。）⁽¹⁾の規定する年金受給者の必要最低限生活費に達するよう、本連邦法その他の連邦法及びロシア連邦構成主体の法令が規定する現金支出及び現物支給による個別の公的支援手段を考慮し⁽²⁾、ロシア連邦の予算制度における適当な予算を財源として居住地又は滞在地の連邦構成主体が年金受給者である市民に対して年金の増額を行うことをいう。

社会契約とは、住民の社会的保護を目的とする団体が市民との間で各居住地又は滞在地において締結する合意であり、住民に対する社会的保護を目的とする団体は当該合意に従って国家社会扶助を市民に提供し、市民は社会適応プログラムが規定する取組を実施しなければならない。

社会適応プログラムとは、住民の社会的保護を目的とする団体が市民とともに作成する取組であり、市民の生活困難状況を克服することを目的とする。当該プログラムは、取組の実施に関する種類、規模及び手順によって分類される。

生活困難状況とは、市民の生活環境が悪化し、その結果を独自に克服することができない状況をいう。

第2条 国家社会扶助に関する法制度

国家社会扶助に関する法制度は、連邦法「ロシア連邦における最低生活費について」、本連邦法及びその他の連邦並びにロシア連邦のその他の法令及びロシア連邦構成主体⁽³⁾の法令によって構成する。

第3条 国家社会扶助提供の目的

国家社会扶助を提供する目的は以下のとおりである。

- ・ 平均収入が各ロシア連邦構成主体の規定する最低生活費に達しない貧困家庭及び貧困

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2017年1月24日である。

(1) Федеральный закон от 24.10.1997. N134-ФЗ. "О прожиточном минимуме в Российской Федерации" <http://www.consultant.ru/document/cons_LAW_16565/>

(2) ここでいう「考慮する」とは、個別の公的支援手段の受給額（受給額相当分）を年金受給額と合算することを指す。合算額が必要最低限生活費に達しない場合には、年金の割増しの対象となる。

(3) ロシア連邦を構成する州、地方、共和国、連邦市及び自治区を指す。

単身者の生活水準を維持すること。

- ・ 予算を適切に執行すること。
- ・ 社会扶助を必要とする市民への対応を強化すること。
- ・ 社会的サービスに対する社会全体のアクセス性を確保すること及び社会サービスの質が社会的に受け入れられるようにすること。
- ・ 社会的不公平の水準を縮小させること。
- ・ 住民の収入を増加させること。

第4条 国家社会扶助の提供に関するロシア連邦の権限

国家社会扶助の提供に関して、ロシア連邦は以下の事項を行う。

- ・ 国家社会扶助の提供に関する法的規制の基礎を構成するためのロシア連邦法及びその他の法令を採択すること。
- ・ ロシア連邦の領域内における市民への社会的サービスの提供に補助金を支出することを通じて市民に国家社会扶助を提供するためのプログラムの策定及び実施を行うこと。
- ・ 本連邦法が規定する連邦年金増額を含めて、ロシア連邦の領域内でのみ提供が認められる国家社会扶助の種類を規定すること。

第4.1条 ロシア連邦構成主体政府に社会的サービス一式として実施を委託する国家社会扶助の提供に関するロシア連邦の権限

1. ロシア連邦がロシア連邦構成主体政府に社会的サービス一式として実施を委託する国家社会扶助の提供に関して、国家社会扶助を受給する権利があるとして連邦リストに記載され、本連邦法第6.2条第1項第1号が規定する医薬品、医療用品及び障害を持つ児童用の治療用特別食品の社会的サービスを受けることを拒否しない市民を支援する団体に対してロシア連邦が有する権限は以下のとおりである。
 - 1) 医薬品、医療用品及び障害を持つ児童用の治療用特別食品の調達を実施すること。
 - 2) (2013年12月28日連邦法第396号により失効)
 - 3) 国家契約で調達した医薬品、医療用品及び障害を持つ児童用の治療用特別食品を住民に支給すること。
2. 本条第1項の規定に基づいて委託する権限の実施予算は連邦予算からの交付金とする。
3. 本条第1項の規定に基づいて委託する権限の実施を目的としてロシア連邦構成主体に対して交付する交付金の額は、以下に掲げる項目を根拠として内閣が承認する。
 - 1) 国家社会扶助を受ける権利があるとして連邦〔受給者〕リスト⁽⁴⁾に記載され、医薬品、医療用品及び障害を持つ児童用の治療用特別食品の社会的サービスを受けることを拒否しない市民の人数
 - 2) 国家社会扶助を受ける権利があるとして連邦リストに記載され、医療援助基準⁽⁵⁾に従って医師の処方箋の下で医薬品、医療用品及び障害を持つ児童用の治療用特別食品の社会的サービスを受けることを拒否しない市民1人あたりに対する月間の標準支出額。当該支出額は各予算年度及び計画年度⁽⁶⁾の連邦予算に関する連邦法と同時に策定する連邦法によって年度ごとに規定する。

(4) []は訳者の補記である。

(5) *Стандарты медицинской помощи*. <http://www.consultant.ru/document/Cons_doc_LAW_141711/c335af07929c2b2a5df5b1a0380b9e39598f60be/#dst100005>

(6) ロシアの連邦予算法では、次年度予算に加えて続く2年分の予算案を計画予算として策定しておき、経済実績に応じて修正するという方式を採用している。

4. 交付金は、連邦予算の執行に関する連邦法が規定する手続に基づいてロシア連邦構成主体の予算に繰り入れる。
5. 本条第1項が規定する権限を実施するための資金は特定の目的を有するものであり、他の目的のために支出してはならない。
6. 当該資金を目的外に支出した場合、財政及び予算分野の管理及び監督を実施する連邦行政機関は、ロシア連邦の法令が規定する手続に従って処分を行う権限を有する。
7. 保健分野の国家政策及び法規範的規制を策定及び実施する連邦行政機関の権限は以下のとおりである。
 - 1) 移管する権限の実施に関して法令を適用すること。
 - 2) ロシア連邦構成主体政府の行政機関が移管された権限を実施する際に遵守すべき形式上の指令及び指示資料を発行すること。
 - 3) 移管する権限の実施に関する報告書の内容及び様式に関する要求並びに報告を実施する際の手順を規定すること。
 - 4) 移管する権限の実施に関する各指標の予測を分野別に行うこと。
 - 5) 連邦法が規定する場合には、ロシア連邦構成主体政府の行政機関の権限の停止に関する提案を作成し、ロシア連邦内閣の決定を得るために提出すること。
8. 保健分野の管理及び監督を実施する連邦行政機関は、ロシア連邦構成主体政府の行政機関に移管された権限の実施に関する達成度及び質を管理及び監督する。当該連邦行政機関は、違反を発見した場合の是正措置命令及び移管された権限の実施に関する責任者の処分を指導する権限を有する。
9. ロシア連邦構成主体で上級任務に就く者（ロシア連邦構成主体政府の高等行政機関の長）は以下のことを行う。
 - 1) ロシア連邦法その他のロシア連邦の法規範的アクト及び本条第7項が規定する法規範的アクトに従い、移管された権限の実施に関する活動を独自に組織すること。
 - 2) 保健分野の管理及び監督を実施する連邦行政機関に対し、支給された交付金の支出状況、各指標の予測の達成状況、保健分野の国家政策及び法規範的規制を策定及び実施する連邦行政機関の法規範的アクトが規定するその他の情報について、四半期ごとの報告を指定の様式に従って期間内に実施すること。
10. 支給された交付金の支出状況に関する監督は、財政及び予算分野の管理及び監督を実施する連邦行政機関、保健分野の管理及び監督を実施する連邦行政機関及びロシア連邦会計検査院が実施する。

第5条 国家社会扶助の提供に関するロシア連邦構成主体政府機関の権限

1. ロシア連邦構成主体政府機関は、貧困家庭、貧困単身者、リハビリテーションを行っている者及び政治的抑圧の被害者と認定された者及び本連邦法が規定するその他のカテゴリーの市民との社会契約の締結を含めて、国家社会扶助の目的及び支給に関する金額、条件及び手順を規定する法律その他の法規範的アクトを、本連邦法の目的に従って適用する。また、当該機関は、ロシア連邦構成主体内に居住している市民に社会的サービス一式、手当及び補助金を提供するための国家地域プログラムを策定及び実施する。
2. 社会契約の締結を含めた国家社会扶助の提供は、市民に対する社会的サービス一式及び補助金の提供によって手当を行うことを規定した法令及びロシア連邦構成主体の地域プログラムに基づき、ロシア連邦構成主体の義務支出⁽⁷⁾となる。
3. 国家サービスを提供するロシア連邦構成主体政府機関は、国家又は地方自治体のサー

ビスを提供するために必要であって、国家サービスを提供する機関、地方自治体のサービスを提供する機関、その他の国家機関及び地方自治体の機関並びに政府機関又は地方自治体の機関の附属機関が管轄する書類及び情報の提供に関する行政機関相互の要請を調整する。

第6条（失効）

（2004年8月22日連邦法第122号により失効）

第2章 社会的サービス一式として市民に提供される国家社会扶助

第6.1条 社会的サービス一式として提供される国家社会扶助の受給に関する権利

本章の規定に基づき、社会的サービス一式として提供される国家社会扶助の受給に関する権利を有するのは、以下に掲げるカテゴリーの者である。

- 1) 戦争によって障害を負った者
- 2) 大祖国戦争⁽⁸⁾に従軍した者
- 3) 連邦法「従軍経験者について」⁽⁹⁾第3条第1項第1号から第4号に掲げる戦闘活動に従事した者
- 4) 1941年6月22日から1945年9月3日の間に、現存しない軍の部隊、組織及び軍事教育施設において6か月以上軍事勤務に就いた者及び当該期間中にソビエト社会主義共和国連邦の賞又は勲章を授与された軍人
- 5) 「包囲下のレニングラード住民」勲章⁽¹⁰⁾を授与された者
- 6) 大祖国戦争の期間中、防空施設、戦線後方地域及び作戦地域の軍事施設、海軍基地、飛行場その他の軍事施設の建設現場、戦線付近の鉄道及び道路で勤務していた労働者並びに大祖国戦争の開戦時に他国の港湾に抑留された船舶の乗員
- 7) 戦争によって障害を負った者、大祖国戦争に従軍した者及び戦闘活動に従事した者の遺族、大祖国戦争時に施設自警団及び局所防空消防団の構成員であった者の遺族並びにレニングラード市の養護施設及び病院の職員の遺族
- 8) 障害を持つ者
- 9) 障害を持つ児童

第6.2条 社会的サービス一式

1. 本連邦法第6.1条に基づいて市民に提供される社会的サービス一式は、以下に掲げるとおりである。
 - 1) 医薬品の処方箋に基づく医療行為に必要な医薬品、医療用品に関する処方箋に基づく医療用品及び障害を持つ児童用の治療用特別食品を医療援助基準に従って提供すること。
 - 1.1) 物品、役務及びサービスの調達分野における国家及び地方契約システムに関する

(7) ロシア連邦構成主体の義務支出（расходные обязательства субъекта Российской Федерации）とは、ロシア連邦構成主体が法律その他の法令及び合意等によって定められた場合等に発生する予算支出の義務である。ロシア連邦予算法典第85条で規定されている。

(8) ロシアにおける第二次世界大戦の名称。

(9) Федеральный закон от 12.01.1995. N5-ФЗ. "О ветеранах" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5490/>

(10) レニングラード市（現在のサンクトペテルブルグ市）がドイツ軍によって包囲された1941年9月8日から1944年1月27日の期間中、同市に4か月以上居住していた者に授与される勲章。

ロシア連邦の法令に基づき、保養所及び保養地において医学的所見に基づいた主要疾病の予防を目的とする療養を行うこと。

- 2) 治療を受ける場所への往復路における近郊鉄道交通及び都市間交通を無料化すること。

本条が規定する社会的サービスを障害度 1 級の障害を有する者及び障害を持つ児童に提供する場合は、その随伴者も 2 回までに限って [на тех же условиях второй путевки] 保養所及び保養地における療養並びに治療を受ける場所への往復路における無料の近郊鉄道交通及び都市間交通の提供を受ける権利を有する。

2. ロシア連邦内閣は、本条第 1 項第 1 号の規定に従って提供される医療行為用の医薬品の一覧、医療用品の一覧、障害を持つ児童用の治療用特別食品の一覧及びこれらの一覧の作成手順を承認する。医薬品は、医療機関の医師委員会の決定に従って指定されるものを含む。
3. 社会的サービス一式として提供される保養所及び保養地での療養の期間は、市民に対しては 18 日間、障害を持つ児童に対しては 21 日間、大脳及び脊髄の疾病及び損傷によって障害を負った者に対しては 24 日間から 42 日間とする。

第 6.3 条 社会的サービスの提供

1. 本連邦法第 6.2 条が規定する社会的サービスを市民が受給するための登録は、市民がロシア連邦の法令に従って月次給付金⁽¹¹⁾の登録を行った日以降、居住地ごとに実施する。

2. 本章が規定する社会的サービスの提供期間は、1 暦年の間とする。

市民が暦年の途中で本章が規定する社会的サービスの提供に関する権利を得た場合の社会的サービスの提供期間は、当該市民が社会的サービスの提供に関する権利を得た日から当該年の 12 月 31 日までとする。

市民が暦年の途中で本章が規定する社会的サービスの提供に関する権利を喪失した場合の社会的サービスの提供期間は、当該年の 1 月 1 日から当該市民が社会的サービスの提供に関する権利を喪失した日までとする。

3. 本連邦法に基づいて社会的サービスの提供に関する権利を有する市民は、当該市民の月次給付金を担当するロシア連邦年金基金の地方機関に対する申請書の提出、当該地方機関に対する直接の申請、多目的国家サービス及び地方サービス提供センター（以下「多目的センター」という。）を通じた申請その他の手段により、その提供を受けることを拒否することができる。その他の手段には、ロシア連邦政府の規定する手順に従って作成する電子文書の形式により、国家サービス及び地方サービスの統一申請窓口サイトを含めた情報通信網を使用して送付することを含む。

社会的サービス一式全部の提供を拒否すること及び本連邦法第 6.2 条第 1 項第 1 号、第 1.1 号及び第 2 号が規定する社会的サービスのうち 1 つ又は 2 つを拒否することが認められる。

4. 市民は、翌年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間における社会的サービス一式又はその一部の提供を拒否する申請を毎年 10 月 1 日までに提出しなければならない。当該期間中に市民が社会的サービス一式又はその一部の提供の再開を申請する場合は申請書

(11) 月次給付金 (EDV) は、従軍経験者、障害を持つ者、放射線災害の被災者等に対して連邦予算から給付される年金であり、ロシア連邦年金基金によると全国で 1670 万人が受給している。“Ежемесячная денежная выплата.” <<http://www.pfr.kirov.ru/node/397>>

を提出する。

翌年1月1日から1年間の社会的サービス一式又はその一部の提供の再開を申請する場合は、10月1日までに書面を提出しなければならない。

市民は、社会的サービス一式又はその一部の提供の拒否又は再開に関する申請をロシア連邦年金基金の地方機関に対して直接行うこと、多目的センターを通じて行うこと及びその他の手段によって行うことができる。その他の手段には、ロシア連邦政府の規定する手順に従って作成する電子文書の形式により、国家サービス及び地方サービスの統一申請窓口サイトを含めた情報通信網を使用して送付することを含む。その他の手段を用いる場合、市民の本人確認及び署名の認証は以下の方法で実施する。

- 1) 公証人役場又はロシア連邦民法典⁽¹²⁾第185.1条第2項が規定する手順に基づく認証
 - 2) ロシア連邦年金基金との間で署名の相互認証に関する協定を締結した組織（団体）による認証。当該協定の書式は、国民の労働及び社会的保護に関する国家的政策及び法令の策定及び実施を担当する連邦行政機関が承認する。
 - 3) 国家サービス及び地方サービスの統一申請窓口サイトを通じて申請を行う場合又は電子署名を使用する場合は、所定の手続に従う。
5. 本章の規定に基づいて市民に社会的サービスを提供するための手順は、国民の労働及び社会的保護に関する国家的政策並びに法令の策定及び実施を担当する連邦行政機関並びに国民の労働及び社会的保護に関する国家的政策並びに法令の策定及び実施を担当する連邦行政機関が決定する。

第6.4条 国家社会扶助の提供を受ける権利を有する者の連邦登録

1. 市民が月次給付金、社会的サービス及び年金の割増しを受ける権利を行使し、月次給付金及び社会的サービス向けの資金が適切かつ効果的に支出されることを目的として、国家社会扶助の提供を受ける権利を有する者〔訳者注：以下「国家社会扶助受給資格者」という。〕の連邦登録を実施する。
2. 国家社会扶助受給資格者の連邦登録は、以下の基礎情報を含む。
 - 1) 強制年金保険制度の個人番号
 - 2) 姓、名、父称⁽¹³⁾及び出生時の姓
 - 3) 生年月日
(空欄)
 - 5) 性別
 - 6) 住所
 - 7) 国家社会扶助受給資格者の連邦登録において根拠となるパスポート又は身分証明証の組及び番号、当該文書の発行年月日及び文書の発行機関の名称
 - 8) 国家社会扶助受給資格者が連邦登録された年月日
 - 9) 当該市民が相当するカテゴリー
 - 10) 当該市民がいずれのカテゴリーに相当するかを証明する書類の各記載事項
 - 11) ロシア連邦政府が規定するその他の情報
3. 国家社会扶助受給資格者の連邦登録を実施する機関及び当該連邦登録の手順は、国民

(12) Федеральный закон от 30.11.1994. N51-ФЗ. "Гражданский кодекс Российской Федерации" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_5142/>

(13) 父の名に基づくミドル・ネームを指す。

の労働及び社会的保護に関する国家的政策並びに法令の策定及び実施を担当する連邦行政機関が決定する。

4. ロシア連邦構成主体の行政機関は、本条第3項が定める手順に基づき、連邦登録の実施に必要な国家社会扶助受給資格者の個人情報、当該連邦登録を実施する権限を有する機関に転送する。
5. 連邦登録に含まれる国家社会扶助受給資格者の個人情報は、ロシア連邦構成主体の行政機関に対して無償で提供される。ロシア連邦構成主体の行政機関は、提供された個人情報に関する秘密保持を遵守し、個人情報の安全な利用を確保しなければならない。

第6.5条 市民に対する社会的サービスの提供に関する料金

1. 市民に対する社会的サービス一式の提供に関する料金は、1か月につき705ルーブル⁽¹⁴⁾である。内訳は以下のとおりである。
 - ・ 本連邦法第6.2条第1項第1号の規定する社会的サービスに対して543ルーブル
 - ・ 本連邦法第6.2条第1項第1.1号の規定する社会的サービスに対して84ルーブル
 - ・ 本連邦法第6.2条第1項第2号の規定する社会的サービスに対して78ルーブル市民に対する社会的サービス一式又はその一部の提供に関して支払う料金の額は、月次給付金の補正に関するロシア連邦の法令が規定する手順及び期間に従って補正する。
2. 本条第1項の規定に従って市民に対する社会的サービス一式（市民が社会的サービスのうち1つの提供を受けることを拒否する権利を行使した場合は、一部の社会的サービス）の提供に関して支払う料金は、ロシア連邦の法令に基づく市民に対する月次給付金の増額分から支払う。
3. 本章が規定する社会的サービスの形態で市民に対して国家社会扶助を提供するための支出に関する財政上の手順は、ロシア連邦内閣が決定する。

第6.6条 国民の労働及び社会的保護に関する国家的政策並びに法令の策定及び実施を担当する連邦行政機関並びにロシア連邦構成主体の行政機関の相互関係

国民の労働及び社会的保護に関する国家的政策及び法令の策定及び実施を担当する連邦行政機関及びロシア連邦構成主体の行政機関は、本章の規定に基づく市民に対する社会的サービスの提供に関する相互関係の枠内において、以下の協定を締結することができる。

- ・ 本連邦法第6.1条に該当せず、当該ロシア連邦構成主体の領域内に居住している市民を本連邦法第6.2条が規定する社会的サービス一式の受給者と認定することに関する協定
- ・ 本連邦法第6.1条及び第6.7条に該当する市民に対し、ロシア連邦構成主体の予算を財源とする追加の社会的サービス又は社会的支援手段を提供することに関する協定

第6.7条 特定のカテゴリーの市民に対する社会的サービスの提供

チェルノブイリ原子力発電所事故及びセミパラチンスク演習場における核実験の結果として放射線の影響を受けた者並びにこれに準ずる種別の市民は、本連邦法に基づいて社会的サービス一式の提供を申請する権利を有する。

本条第1段落が規定する者が社会的サービス一式の提供を申請する際の手順、当該市民に対する社会的サービス一式の提供に対する支払及び当該市民に対する社会的サービス一式の提供に関する財政支出の手順は、ロシア連邦内閣が決定する。

本条が規定する市民に対して本連邦法第6.2条に基づく社会的サービス一式を提供する

(14) 2017年2月の日銀報告省令レートにおいて、1ルーブルは約1.77円である。

場合の支払額は、当該市民の受給する月次給付金の額を越えてはならない。

第6.8条 社会的サービスの形態で国家社会扶助を提供する活動の監督

本章の規定に基づいて社会的サービスの形態で国家社会扶助を提供する活動の監督は、国民の労働及び社会的保護に関する管理及び監督を実施する連邦行政機関並びに保健に関する管理及び監督を実施する連邦行政機関が担当する。当該業務の対象には、本連邦法第6.2条第1項第1号が規定する社会的サービスの提供を含む。

第3章 ロシア連邦構成主体の予算による国家社会扶助の提供

第7条 国家社会扶助の受給者

貧困家庭、貧困単身者及び本連邦法で定めるその他の特定のカテゴリーの市民のうち、理由の如何にかかわらず平均収入が各連邦構成主体の定める最低生活費の額を下回る者は、国家社会扶助を受給することができる。

貧困家庭又は貧困単身者の最低生活費の額を規定する手順は、当該住民に該当する社会的及び人口学的集団の最低生活費を考慮して連邦構成主体が決定する。

ロシア連邦構成主体において最低生活費の額が規定されていない場合は、ロシア連邦内閣が決定した最低生活費の額を用いる。

第8条 国家社会扶助の認定手順

1. 社会契約に基づくものを含む国家社会扶助は、貧困家庭又は貧困単身者の居住地又は滞在地ごとに住民の社会的保護を行う機関が認定する。
 - 1.1. 住民の社会的保護を行う機関は、ロシア連邦の法令が定める基準に従って政府又は地方自治体のサービスを提供する権限を有する機関から照会を受けた場合、貧困家庭又は貧困単身者に対する国家社会扶助の認定に関する情報を提供する。
2. 社会契約に基づくものを含む国家社会扶助の認定を受けるためには、電子文書又は書面の形式で申請を行う。申請は、それぞれの居住地又は滞在地における住民の社会的保護を行う機関に対して提出するか、又は多目的センターを通じて提出する。申請は、貧困単身者の場合には本人又はその家族が提出することとし、社会契約に基づいて国家社会扶助を提供する場合に限って後見人、補佐役又はその他の法的代理人も提出することができる。申請には家族構成、収入、本人及び家族に属する資産に関する情報並びに本連邦法第2章に基づいて社会的サービスの形態で国家社会扶助を受給している事実を記載する。

住民の社会的保護を行う機関は、申請に含まれる情報に対して独自の追加的調査（調査委員会による調査）を行い、確認することができる。

住民の社会的保護を行う機関は、前掲の文書の記載内容に関して、法令の範囲内で責任を負う。

ロシア連邦構成主体の予算を用いて提供する国家社会扶助及び社会契約の枠組みで提供する国家社会扶助の認定手順は、ロシア連邦構成主体の政府機関が決定する。

3. 国家社会扶助の認定又は認定却下に関する通知は、申請者が必要な書類を提出してから10日以内に、申請者の居住地又は滞在地における住民の社会的保護を行う機関が、申請者に対して書面で送付しなければならない。申請に含まれる単身者の家族の収入情報に関して住民の社会的保護を行う機関が独自の追加的調査（調査委員会による調査）を行う必要がある場合、当該機関は、調査の実施に関する通知を行った上で所定

の期間内に予備的な決定を行う。この場合、申請の提出から30日以内に申請者に対して最終的な結論を通知しなければならない。

4. 平均収入の計算及び所有権を有する資産による収入の算出に関する手順は、連邦法で規定する。当該連邦法が成立するまではロシア連邦内閣が決定する。

第8.1条 社会契約を基礎とする国家社会扶助

1. 社会契約を基礎とする国家社会扶助は、本連邦法第7条第1項で規定する市民に対し、当該の者が生活困難状況を克服する活動を促進する目的で提供される。
2. 社会契約においては、以下の事項を確定しなければならない。
 - 1) 社会契約の目的
 - 2) 国家社会扶助の提供に関して市民及び住民の社会的保護を行う機関が有する権利及び義務
 - 3) 国家社会扶助の種類及び金額
 - 4) 社会契約を基礎とする国家社会扶助の提供に関する手順
 - 5) 社会契約の有効期間
 - 6) 社会契約の変更手順及び廃止理由
3. 社会契約に対しては、国家社会扶助の受給者に不可欠の措置であると考えられる社会適応プログラムを追加する。当該措置には以下の事項に関する取組が含まれる。
 - 1) 就職活動
 - 2) 職業教育及び追加的職業教育の実施
 - 3) 個人起業活動
 - 4) 副業
 - 5) 市民の生活困難状況を克服することを目的としたその他の措置
4. 住民の社会的保護を行う機関は、社会契約を基礎とする国家社会扶助の提供に際し、国家社会扶助の受給者が社会適応プログラムの規定する措置を実施できるよう、住民の雇用に関する業務を行う機関、ロシア連邦構成主体政府の行政機関及び地方自治体の機関と連携する。
5. 社会適応プログラムは、社会契約の有効期間中、継続する。
6. 社会契約及びこれに付随する社会適応プログラムは、申請者が、市民の居住地又は滞在地の住民の社会的保護を行う機関との間で締結する。
7. 社会契約を基礎とする国家社会扶助の提供期間は、社会適応プログラムの内容により、3か月以上1年未満とする。
8. 社会契約を基礎とする国家社会扶助の提供を受ける場合でも、本章の規定に従って社会契約の枠外で実施される国家社会扶助の提供が停止され又は認定が却下されることはない。
9. 社会契約を基礎とする国家社会扶助の提供状況に関する監視は、住民の社会的保護を行う機関が、ロシア連邦構成主体の法令が定める手順に従って実施する。
10. 社会契約を基礎とする国家社会扶助の提供状況に関する有効性の測定方法は、ロシア連邦の内閣が定める手順によって承認される。

第9条 国家社会扶助の申請却下

それぞれの居住地又は滞在地における住民の社会的保護を行う機関に対して申請者が提出した家族構成、収入、本人及び家族に属する資産に関する情報が不十分又は信頼性が低い場合、国家社会扶助の申請を却下する。

上記の理由によって国家社会扶助の申請が却下された場合、申請者は住民の社会的保護を行う機関の上位機関又は法廷に対して訴えることができる。

第10条 国家社会扶助の提供停止に関する理由

1. 申請者に対して国家社会扶助を認定又は継続する理由となる家族構成、収入、本人及び家族に属する資産についての情報に変更が生じた場合、当該申請者は変更が生じてから2週間以内に、国家社会扶助の認定を行った住民の社会的保護を行う機関に対してその旨を通知しなければならない。
2. 家族構成、収入、本人及び家族に属する資産について申請者が信頼性の低い情報を提出した場合又は当該情報に関する変更を適時に通知しなかった場合、申請者及びその家族は国家社会扶助の受給資格を停止され得る。停止期間は、受給者が当該国家扶助を不正に受給していた期間を越えない範囲において、各ロシア連邦構成主体の住民の社会的保護を行う機関が決定する。
 - 2.1. 住民の社会的保護を行う機関は、受給者が社会適応プログラムで規定する措置を実施しない場合又はロシア連邦構成主体の法令が規定するその他の場合、社会契約を根拠として独自の手順によって国家社会扶助の提供を停止することができる。
3. 国家社会扶助の提供停止については、住民の社会的保護を行う機関の上位機関又は法廷に対して訴えることができる。

第11条 ロシア連邦構成主体の予算を財源とする国家社会扶助の額

本章の規定によって提供される国家社会扶助の額は、ロシア連邦構成主体政府の行政機関が決定する。

第12条 国家社会扶助の提供種別

1. 国家社会扶助は以下の提供種別に分かれる。
 - ・ 金銭支給（社会的手当及び補助金その他の支給）
 - ・ 現物支給（燃料、食品、衣服、靴及び医薬品その他の物資の支給）
2. （2004年8月22日連邦法第122号により失効）

第12.1条 年金の割増し

1. ロシア連邦の領域内に居住する年金受給者のうち、現在は労働その他の活動に従事しておらず、当該の活動期間中に2001年12月15日連邦法第167号「ロシア連邦における強制年金保険について」（以下、連邦法「ロシア連邦における強制年金保険について」という。）⁽¹⁵⁾に基づいて強制年金保険に加入していた者に対する財政的保障及びロシア連邦の法令で決定された年金の総額は、最低生活費を下回ってはならない。
2. 年金受給者に対する財政的保障の総額を算出する場合は、ロシア連邦の法令及びロシア連邦構成主体の法令で規定する以下の金銭支給の額を算入する。
 - 1) 老齢年金保険及び年金保険に対する固定支給分の合計額を含む年金並びに2013年12月28日連邦法第400号「年金保険について」⁽¹⁶⁾が規定する年金保険に対する増額固定支給分、2013年12月28日連邦法第424号「貯蓄年金保険について」⁽¹⁷⁾に基づく貯

(15) Федеральный закон от 15.12.2001. N167-ФЗ. "Об обязательном пенсионном страховании в Российской Федерации" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_34447/>

(16) Федеральный закон от 28.12.2013. N400-ФЗ. "О страховых пенсиях" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_156525/>

(17) Федеральный закон от 28.12.2013. N424-ФЗ. "О накопительной пенсии" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_156541/>

蓄年金保険

- 1.1) 年金受給者が上記の年金の受給を拒否した場合は、年金の一時支払額を算入する。
- 2) 追加的な財政的（社会的）保障
- 3) 月次給付金
- 4) ロシア連邦構成主体の法令が規定するその他の社会的支援（扶助）措置のうち、金銭によって実施されるもの。ただし、一時的な社会的援助を除く。
3. 年金受給者に対する財政的保障の総額を算出する場合は、ロシア連邦の法令及びロシア連邦構成主体の法令に基づいて現物支給の形態で提供される社会的援助措置を算入しない。ただし、電話使用料、家賃及び全ての種類の公共交通機関の利用料（都市交通、近郊交通及び都市間交通）の支払に関する社会的援助措置並びに上記のサービスに対する支払補助については、相当の金額を算入する。
4. 本条第2項及び第3項が規定する年金受給者に対する財政的保障の総額が連邦法「ロシア連邦における最低生活費について」第4条第4号の規定する最低生活費に達しない場合、当該年金受給者の居住地又は滞在地のロシア連邦年金基金の地方機関は、年金受給者の最低生活費をロシア連邦の全国平均を超えない範囲内において、年金受給者の年金に対する連邦レベルの社会的増額を実施する。連邦レベルの社会的増額の額は、当該増額によって財政的保障の総額が連邦構成主体の規定する年金受給者の最低生活費に達する額とする。
5. 本条第2項及び第3項が規定する年金受給者に対する財政的保障の総額が連邦法「ロシア連邦における最低生活費について」第4条第4号の規定する最低生活費に達しない場合、当該年金受給者の居住地又は滞在地のロシア連邦構成主体政府の適切な権限を有する行政機関は、年金受給者の最低生活費をロシア連邦の全国平均を超えない範囲内において、年金受給者に対して地域レベルの社会的増額を実施する。地域レベルの社会的増額の額は、当該増額によって財政的保障の総額が当該連邦構成主体の規定する年金受給者の最低生活費に達する額とする。
6. 本条が規定する年金の割増しは、本条第7項が規定する場合を除き、申請書及び全ての必要書類を伴って申込みが行われた翌月の初日から実施される。ただし、全ての場合において、当該社会的増額の権利が生じた日より以前については、当該年金の支給日に従う。年金受給者に対する財政的保障の総額を決定する目的で本条第3項が規定する社会的援助措置及び支払補助の相当額を決定する場合には、書類の提出は求められない。
7. 障害を有する児童及び18歳未満の少年が2013年12月28日連邦法第400号「年金保険について」に該当する事情で扶養者を失い、年金を支給されている場合又は2001年12月15日連邦法第166号「ロシア連邦における国家年金保障について」⁽¹⁸⁾に該当する事情で扶養者を失い、年金を支給されている場合には、上記の年金支給が認定された日から、申請を行わなくても年金の割増しを実施される。ただし、全ての場合において、当該社会的増額の権利が生じた日より以前については増額を行わない。
8. 本条で規定する年金の割増額については、連邦法「ロシア連邦における最低生活費について」第4条第3号及び第4号の定めるロシア連邦の全国平均又は各連邦構成主体に

(18) Федеральный закон от 15.12.2001. N166-ФЗ. "О государственном пенсионном обеспечении в Российской Федерации" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_34419/>

における最低生活費の変更、本条第2項に示す各種指標の支払額の変化、再計算及び増額並びに本条第3項に示す社会的援助措置及び支払補助の相当額の変化に応じて見直しを行う。各ロシア連邦構成主体における年金受給者の最低生活費が変更された場合は、当該最低生活費の増額が行われた年の1月1日から年金の割増しの見直しを行う。ロシア年金基金の地方機関が本条第2項第1号、第1.1号、第2号及び第3号に掲げる金銭支給の額を再計算又は増額した場合には、上記の金銭支給に対する再計算又は増額が実施された月の1日から年金の割増しの見直しを行う。ロシア年金基金の地方機関が本条第2項第1号、第1.1号、第2号及び第3号に掲げる金銭支給の額を再計算又は増額以外の方法で変更した場合は、変更の根拠となる事態が生じた次の月の1日から年金の割増しの見直しを行う。年金保障に関して権限を有するロシア連邦政府の行政機関が1993年2月12日連邦法第4468-1号「軍事勤務、内務機関における勤務、国家消防勤務、麻薬及び向精神物質の流通取締機関における勤務、刑事行政に関する機関及び組織における勤務並びにロシア連邦国家親衛軍庁における勤務を行っていた者及び当該者の家族に対する年金保障について」(以下、連邦法「軍事勤務、内務機関における勤務、国家消防勤務、麻薬及び向精神物質の流通取締機関における勤務、刑事行政に関する機関及び組織における勤務並びにロシア連邦国家親衛軍庁における勤務を行っていた者及び当該者の家族に対する年金保障について」という。)⁽¹⁹⁾に基づいて本条第2条第1項、第2項及び第3項に掲げる金銭支給の額を変更、再計算又は増額する場合は、ロシア連邦年金基金の地方機関又は適切な権限を有するロシア連邦構成主体政府の行政機関が本条第13項の規定に従って上記の金銭支払に関する変更、再計算又は増額を行うとの通知を受領した次の月の1日から年金の割増しの見直しを行う。年金受給者がロシア連邦の領域内において居住地又は滞在地を変更した場合は、当該者の新たな居住地又は滞在地の連邦構成主体が定める最低生活費を考慮して変更の根拠となる事態が生じた月の1日から年金の割増しの見直しを行う。本条第2項第4号及び第3項が定める金銭支給額が変更された場合は、ロシア連邦年金基金の地方機関が適切な権限を有するロシア連邦構成主体政府の行政機関から本条第13項に基づく当該金銭支払額の変更に関する通知を受領した次の月の1日から連邦レベルにおける年金の割増しの額の見直しを行う。

9. 本条第3項に掲げる社会的援助措置の相当額は、適切な権限を有するロシア連邦構成主体政府の行政機関が決定し、各年金生活者個人についてロシア連邦年金基金の地方機関に対して情報を提供する。現物支給の形態による社会的援助措置及び本条第3項に掲げる社会的援助措置の相当額の変更又は評価に関する手順は、社会的発展の分野における国家政策及び法規範的規制の策定を行うロシア連邦政府の行政機関が所定の規則に従って決定する。
10. 本条で規定する年金の割増しは、当該市民が連邦法「ロシア連邦における強制年金保険について」に基づいて強制年金保険への加入を伴う労働その他の活動に従事している期間中は支給しない。

(19) Закон РФ от 12.02.1993. N4468-1. "О пенсионном обеспечении лиц, проходивших военную службу, службу в органах внутренних дел, Государственной противопожарной службе, органах по контролю за оборотом наркотических средств и психотропных веществ, учреждениях и органах уголовно-исполнительной системы, Федеральной службе войск национальной гвардии Российской Федерации, и их семей" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_4436/>

11. 連邦レベルにおける年金の割増しの申請、認定及び支給に関する手順は、社会的発展の分野における国家政策及び法規範的規制の策定を行うロシア連邦政府の行政機関が決定する。地域レベルにおける年金の割増しは、本条で定める規則に従い、ロシア連邦構成主体の法律その他の法令によって認定される。
12. 連邦法「ロシア連邦における強制年金保険について」に基づいて強制年金保険への加入を伴う労働その他の活動に従事した場合、年金の割増しの額の変更又は支給停止の根拠となる事態が生じた場合、年金受給者は年金保障を実施する機関及びロシア連邦構成主体政府の行政機関に対してその旨を速やかに通知しなければならない。年金の割増しが必要な範囲を超えて支給された場合の返還措置は、2013年12月28日連邦法第400号「年金保険について」に基づく規則に従って実施する。
13. 適切な権限を有するロシア連邦構成主体政府の行政機関は、当該地域のロシア連邦年金基金の地方機関に対し、本条第2項第4号で規定する金銭支給の変更、再計算及び増額並びに本条第3項で規定する社会的援助措置及び支払補助の相当額の変更について通知しなければならない。また、ロシア連邦年金基金の地方機関は、適切な権限を有するロシア連邦構成主体政府の行政機関に対し、本条第2項第1号、第1.1号、第2号及び第3号に掲げる金銭支給の変更、再計算及び増額について、当該の変更を行った日から10日以内に通知しなければならない。連邦法「軍事勤務、内務機関における勤務、国家消防勤務、麻薬及び向精神物質の流通取締機関における勤務、刑事行政に関する機関及び組織における勤務並びにロシア連邦国家親衛軍庁における勤務を行っていた者及び当該者の家族に対する年金保障について」に基づいて年金保障を実施するロシア連邦政府の行政機関は、当該地域のロシア連邦年金基金の地方機関に対し、本条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる金銭支給の変更、再計算及び増額について、当該の変更を行った日から10日以内に通知しなければならない。
14. ロシア連邦年金基金、連邦法「軍事勤務、内務機関における勤務、国家消防勤務、麻薬及び向精神物質の流通取締機関における勤務、刑事行政に関する機関及び組織における勤務並びにロシア連邦国家親衛軍庁における勤務を行っていた者及び当該者の家族に対する年金保障について」に基づいて年金保障を実施するロシア連邦政府の行政機関、ロシア連邦年金基金の地方機関及び適切な権限を有するロシア連邦構成主体政府の行政機関は、本条で規定する年金の割増しの認定を行う目的で、2011年4月6日連邦法第63号「電子署名について」⁽²⁰⁾、2006年7月27日連邦法第149号「情報、情報技術及び情報保護について」⁽²¹⁾及び2006年7月27日連邦法第152号「個人情報について」⁽²²⁾の規定に基づき、ロシア連邦内閣が適切な権限を付与した連邦行政機関の規則に従って、関係する情報の交換を電子的形態及び書面で実施する。
15. 連邦レベルにおける年金の割増しの支給実務に関する費用を含む支出は、ロシア連邦の予算に関する法令に基づいてロシア連邦予算からロシア連邦年金基金に支出する予算間振替費を財源とする。地域レベルにおける年金の割増しに関する費用の支出は、

(20) Федеральный закон от 06.04.2011. N63-ФЗ "Об электронной подписи" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_112701/>

(21) Федеральный закон от 27.07.2006. N149-ФЗ "Об информации, информационных технологиях и о защите информации" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_61798/>

(22) Федеральный закон от 27.07.2006. N152-ФЗ "О персональных данных" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_61801/>

ロシア連邦構成主体の予算並びに助成金、補助金及び交付金を除いてロシア連邦内閣の定める規則に従って連邦予算からロシア連邦構成主体の予算に支出する予算間振替費を財源とする。

16. ロシア連邦構成主体がロシア連邦予算からの予算間振替費を用いずに独自の財源のみによって地域レベルにおける年金の割増しに関する支出を負担する場合は、年金受給者に対する財政的保障の総額を考慮して、社会的援助措置を含めた認定及び支給の基準を独自に決定することができる。また、当該の場合には、本連邦法の規定する年金の割増しの額を超えて地域レベルにおける年金の割増しを行うこと及び当該増額の申請手順を連邦構成主体の法律その他の法令に基づいて独自に決定することができる。

第4章 雑則及び移行期間における規則

第13条 本連邦法に基づく法令の制定

本連邦法の施行から3か月以内に、ロシア連邦大統領とロシア連邦内閣は本連邦法に関連する法令を制定する。

第14条 本連邦法の施行

本連邦法は、ロシア連邦内閣が連邦法「ロシア連邦における最低生活費について」に基づいて最低生活費の額を承認した日から施行される。

ロシア連邦大統領

B. エリツィン

モスクワ市、クレムリン

1999年7月17日

ロシア連邦法第178号

出典

• Федеральный закон от 17.07.1999. N178-ФЗ. "О государственной социальной помощи" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_23735/>

(こいずみ ゆう)